

III 推進施策

施策の方向1 子どもの相談及び救済の充実

子どもへの支援



推進施策1

子どもがいつでも安心して気軽に相談できるよう体制や環境の整備を進めます。相談機関の広報については、子どもにわかりやすく、親しみやすいよう工夫して実施します。子ども自身がいじめや体罰・虐待等を受けたときには、SOSを発信できるよう支援します。

具体的な取組

- ① 子どもが安心して気軽に相談できるよう学校や地域の相談窓口の体制や環境を整備・充実するとともに、人権オブズパーソンとの連携を図るよう努めます。
- ② 子どもに直接配布している各種相談カードの配布時期・方法を工夫するとともに、ホームページ等の子ども向け広報を充実します。
- ③ 人権オブズパーソンが身近に相談できる機関として子どもに周知されるよう学校や施設、地域に出向き、相談及び広報・啓発活動の充実を図ります。

おもな所管

子ども本部
区役所
市民オンブズマン事務局
教育委員会事務局

市民・こども局
子ども本部
区役所
市民オンブズマン事務局
教育委員会事務局

市民オンブズマン事務局

子どもへの支援



推進施策2

子どもの救済にあたっては、子どもの最善の利益の確保の原則に基づき適正な対応に努めます。子どもの権利擁護のための必要な支援と児童相談所の一時保護所をはじめとした施設整備を進めます。

具体的な取組

- ④ 学校における子どもへの対応に関し、適正な手続を確保します。
- ⑤ 子どもの最善の利益を確保するため、人権オブズパーソンの相談・救済機能等の充実に努めます。
- ⑥ 子どもの生活における身近な場所において安心して気軽に相談でき支援が受けられるよう、区役所に設置したこども支援室等の取組を推進します。
- ⑦ 児童相談所3か所体制の機能強化、一時保護所の環境整備、児童養護施設の整備推進、児童ファミリーグループホーム及び里親制度の拡充を図ります。さらに、施設退所後のケアにも努めます。

おもな所管

教育委員会事務局

市民オンブズマン事務局

区役所

子ども本部

NEWは、第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画の新たな取組

個別の支援を必要とする子どもへの支援



推進施策3

障害のある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども、施設等で生活している子ども、虐待を受けた子どもやDV被害者の子ども、性同一性障害等に悩む子ども等、個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施し、救済体制整備に向けた取組を進めます。

具体的な取組

- 8** 発達障害を含む障害のある子どもの専門的な支援を行うため施設整備、精神衛生外来診療及び相談窓口の充実を図ります。
- 9** 専門医による学校への援助など、学校が行う子どもの心の健康相談活動を支援します。
- 10** 施設等で生活している子どもに対して、子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施するよう努めます。そのために必要な情報提供や学習・文化へのアクセス機会を確保するよう努めます。
- 11** 多様な文化的背景を持つ子どもへの支援を充実します。特に日本語指導等協力者の派遣を進めます。

おもな所管

子ども本部
病院局
健康福祉局

教育委員会事務局

子ども本部

教育委員会事務局

NEW は、第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画の新たな取組

具体的な取組

- 12** 川崎市適応指導教室（ゆうゆう広場）を充実します。さらに、不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンド等の充実を図るとともに情報交換や研修を行います。

おもな所管

教育委員会事務局

- 13** 要保護児童対策地域協議会を通して、虐待等により支援や保護を必要とする子どもの把握と情報共有を図ります。

子ども本部

- 14** 川崎市DV被害者支援基本計画に基づいて、DV被害者の子どもへの支援施策を積極的に推進していきます。

市民・子ども局
子ども本部

- 15** 児童養護施設に入所する子どもに対して子どもの権利ノートの趣旨の周知に努めます。また、施設管理者に対して、子どもの権利ノートを活用するよう働きかけます。さらに、里親家庭用の子どもの権利ノートの作成に向けて努めます。

子ども本部

- 16** 障害のある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、性同一性障害等に悩む子ども等、個別の支援を必要とする子どもや保護者等へ子どもの生活における身近な場所での相談及び支援等を推進していきます。

健康福祉局
区役所
教育委員会事務局

子どもの権利を保障する担い手への支援



推進施策4

子どもへの権利侵害を防止し、被害を回避するために、子どもの権利や子どもの相談・救済に関する社会的な認識を深めるような広報・啓発に努めます。

具体的な取組

- ⑯ 子どもの権利や子どもの相談・救済に関する認識を深めるため、保護者、市民、民生委員・児童委員、人権擁護委員、子どもに関わる施設職員、教職員、行政職員等おとなを対象とした情報提供、学習機会、研修等を充実します。
- ⑰ 母子健康手帳の交付及び両親学級の開催等を通じて子どもの権利の広報啓発を進めます。また保育園・幼稚園、子育て支援センター等において子どもの権利についての保護者への周知を図ります。

おもな所管

市民・こども局
こども本部
健康福祉局
区役所
教育委員会事務局

こども本部
区役所



子どもの権利を保障する担い手への支援



推進施策5

学校において、子どもからのSOSを適切に受け止められるよう、教職員の意識の向上を図り、体罰によらない子どもへの対応が徹底されるよう教職員への啓発に努めます。特にいじめや虐待を受けている子どもに対して、学校内外で速やかに対応できる体制を整備します。

具体的な取組

- ⑯ いじめや不登校を生まない環境づくりをめざした「かわさき共生*共育プログラム」を実践し、子どもたちの豊かな人間関係を育成します。また、子どもの権利や子どもの相談・救済に関する教職員の意識の向上を図り、体罰の禁止を徹底します。
- ⑰ 学校巡回カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを拡充する等教職員を支える体制を作ります。また、区を単位とした学校支援を強化するとともに、人権オブズマンや児童相談所等と連携し、学校でのいじめ・虐待の早期発見、迅速な対応及び防止に努めます。

おもな所管

教育委員会事務局

こども本部
区役所
市民オブズマン事務局
教育委員会事務局

子どもの生活に即した身近な相談機関の充実



推進施策6

区役所を中心とした子どもの生活における身近な場所での相談体制を充実し、子ども自身と子育て中のおとなが安心して相談できる体制を一層充実させ子どもへの権利侵害の防止に努めます。

具体的な取組

- 21 子ども自身が安心して気軽に相談できるよう子どもに関する職員研修及び相談体制の充実を図るとともに、保護者等への支援を強化します。また、区を単位とした学校支援を強化します。

- 22 妊娠・出産からの育児にかかる母子相談事業、母子訪問事業を充実します。それとともに、子育てがつらい等問題を抱えている保護者を対象に、グループカウンセリング等の支援を充実します。

- 23 虐待予防・発達障害がある子どもへの支援につなげるためにも、乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに受診していない子どもの状況把握に努めます。また、相談機能を強化し、乳幼児の健やかな成長を支援するために、母子保健指導者研修を実施します。

おもな所管

区役所
教育委員会事務局

こども本部
区役所

こども本部
区役所

具体的な取組

- 24 子どもの成長を連続的に支援するための保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携をより一層進めます。

- 25 こども家庭センターにおけるスーパーバイザー機能を充実し、関係機関との連携を進めます。

- 26 児童家庭支援センターにおける相談事業、里親養育相互援助事業、子育て短期利用事業を進めます。

おもな所管

こども本部
区役所

こども本部

こども本部



人権オンブズパーソン機能の充実



推進施策7

人権オンブズパーソン制度において、子どもが相談しやすい体制を整備し、子どもの最善の利益が確保されるよう相談・救済機能などを充実します。

具体的な取組

- ②7 子ども相談カードの配布、リーフレット、ホームページ等の子ども向け広報を充実します。

- ②8 身近に相談できる機関として、子どもに周知されるよう学校や施設、地域に出向き、相談及び広報・啓発活動の充実を図ります。

- ②9 人権オンブズパーソン制度の機能強化に向けて、関係機関と意見交換を行うほか、わかりやすい活動報告の作成に努めます。

- ②0 子どもの人権侵害について早期に対応し解決を図るため、関係機関・団体等との連携の充実を図ります。

おもな所管

市民オンブズマン事務局

市民オンブズマン事務局

市民オンブズマン事務局

市民オンブズマン事務局

施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進

子どもへの支援



推進施策8

川崎市子ども会議を活性化し、行政区子ども会議や中学校区子ども会議等との効果的な連携を図るなど、市政への子どもの意見表明・参加を促します。

具体的な取組

- ③1 川崎市子ども会議を充実し、市政への子どもの意見表明・参加を促します。

- ③2 行政区・中学校区子ども会議において、子どもの意見表明の場を確保するとともに、子どもを支える体制の整備に努めます。

- ③3 川崎市子ども会議が行政区・中学校区子ども会議等と連携し、子ども集会を開催するなど、子どもの交流を支援します。

- ③4 川崎市子ども会議、行政区・中学校区子ども会議において意見表明・参加の意義や楽しさが伝わるよう広報を工夫します。

おもな所管

教育委員会事務局

教育委員会事務局

教育委員会事務局

教育委員会事務局

子どもへの支援



推進施策9

学校等における、子どもの意見表明・参加を促進します。

具体的な取組

- 35** 学校教育推進会議等、学校における子どもの意見表明・参加の取組及びその効果を集約し、学校での実践を支援します。

おもな所管

教育委員会事務局

- 36** 子どもの権利学習を充実し、子どもの参加意欲を促進します。

教育委員会事務局

- 37** NEW 不登校の子どもの居場所における意見表明を支援します。

子ども本部

- 38** NEW 学校以外の日常的な子どもの居場所における、子どもの意見表明・参加の促進を支援します。

子ども本部

NEW は、第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画の新たな取組



子どもへの支援



推進施策10

地域において子どもが自発的に、文化的、社会的活動に取り組めるよう環境整備に努めます。

具体的な取組

- 39** こども文化センター、わくわくプラザ等の地域の子どもが集い遊ぶ施設で、子どもの意見表明・参加の場として子ども運営会議を充実させます。

おもな所管

子ども本部

- 40** 子ども向けの広報や副読本を作成するなど子どもの社会参加につながる啓発事業を推進します。

全局



個別の支援を必要とする子どもへの支援



推進施策⑪

児童養護施設等で生活している子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、障害のある子ども、不登校の子ども等、個別に支援を必要としている子どもの意見表明・参加を図るためのサポート体制の整備をさらに進めます。

具体的な取組

- ④1 児童養護施設、児童相談所の一時保護所等で生活している子どもへの学習支援の取組をさらに充実します。
- ④2 外国籍親子育児教室の開催・外国語版母子健康手帳の配布・通訳ボランティアの派遣等の保健サービス支援事業を実施し、外国籍の子どもが意見表明・参加ができるように支援します。
- ④3 子どもに関わる各学校や施設で多文化共生に関わる取組を支援し、また、広報紙等でルビふりをはじめ多文化・多言語に対応した取組を進めます。

おもな所管

こども本部

こども本部
区役所

市民・こども局
こども本部
区役所
教育委員会事務局

具体的な取組

- ④4 統合保育、特別支援教育、生涯学習において障害のある子どもの意見表明・参加を重視し、障害のある子どもの意見表明・参加を進めます。

- ④5 障害のある子どもが地域活動に参加しやすいように障害児タイムケア事業をはじめとした各種障害福祉サービスを整備します。

- ④6 「心のかけはし相談員」の配置、全中学校へのスクールカウンセラーの配置等を通して、不登校を未然に防止する対策を進めます。

おもな所管

こども本部
健康福祉局
教育委員会事務局

こども本部
健康福祉局

教育委員会事務局



個別の支援を必要とする子どもへの支援



推進施策12

乳幼児が、安心して周りのおとなと関わりがつくれ、子ども同士の交流が持てるような環境を整備し、乳幼児に関わるおとなへの支援を充実します。

具体的な取組

- ④7** 地域や関係機関との連携により、乳幼児を持つ親が子どもの思いを受け止め、安心して子育てができるよう支援を充実します。

おもな所管

区役所

- ④8** 身近な地域での育児相談や情報交換等ができるよう、地域子育て支援センター及び子どもに関わる施設における子育て支援事業の充実を図ります。

こども本部
区役所

- ④9** NEW 乳幼児を虐待等から守るため、子どもの権利やいのちの大切さについて保護者への啓発に努めます。

こども本部
区役所

NEW は、第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画の新たな取組



子どもの権利を保障する担い手への支援



推進施策13

子どもの意見表明・参加の意義やその支援のあり方などについての啓発に努めるとともに、子どもに関わる人や支える人を支援します。

具体的な取組

- ⑤0** 川崎市子ども会議センター養成講座等を通して、地域における子どもの参加を支える人を支援します。

おもな所管

教育委員会事務局

- ⑤1** かわさき子どもの権利の日事業を通して子どもの意見表明・参加の意義についての広報・啓発に努めます。

市民・こども局
教育委員会事務局

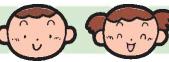
- ⑤2** 子どもの権利に関する認識を深めるため、意見表明・参加の意義について保護者、教職員、子どもに関わる施設等の職員及び里親等おとなを対象とした学習機会の提供、情報提供、研修等を充実します。

市民・こども局
こども本部
区役所
教育委員会事務局



施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進

子どもへの支援



推進施策14

子どもが利用する施設においてその運営や事業等への、子どもの参加を一層進めます。また、子どもが安心して過ごせるよう居場所の環境の整備を進めます。

具体的な取組

- 53 「子ども夢パーク子ども運営委員会」、こども文化センター及びわくわくプラザにおける「子ども運営会議」を充実させます。また、事業の企画・実施等への子どもの主体的な参加を推進します。

- 54 こども文化センターの改修及びわくわくプラザ室の施設整備を進めます。

- 55 青少年の家等において、子どもの意見を施設運営等に取り入れ、子どもが安心して過ごせるような居場所の環境整備に努めます。

- 56 子どもの居場所において、子どもが安心してSOSを発信できるよう支援します。

- 57 乳幼児が安心して過ごせるような居場所づくりを充実させます。

おもな所管

こども本部

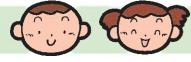
こども本部

こども本部

こども本部
教育委員会事務局

こども本部

子どもへの支援



推進施策15

地域における中学生・高校生世代の子どもの居場所づくりを推進します。

具体的な取組

- 58 子ども夢パーク事業において音楽スタジオを利用する子どもへの支援を充実させるなど、中学生・高校生世代の居場所づくりを推進します。

- 59 こども文化センターの中学生・高校生世代の居場所づくりを推進します。

- 60 中学生・高校生世代の子どもを対象とした、文化・芸術活動を通して子どもの居場所づくりを推進します。

おもな所管

こども本部

こども本部

市民・こども局
こども本部



NEWは、第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画の新たな取組

個別の支援を必要とする子どもへの支援



推進施策16

不登校の子どもが安心していることのできる場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援に努めます。

具体的な取組

- ⑥1 川崎市適応指導教室（ゆうゆう広場）を充実します。また不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンドの充実を図ります。
- ⑥2 子どもにふさわしい支援を行うため、不登校対策連絡協議会を充実し、特定非営利活動法人を含む関係機関等との連携を進め、不登校の子どもの居場所づくりを推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

こども本部
教育委員会事務局



個別の支援を必要とする子どもへの支援



推進施策17

子どもが利用する施設等のバリアフリー化を進め、子ども同士、保護者の交流が進み障害のある子どもが活動しやすい環境を整備します。

具体的な取組

- ⑥3 障害のある子どもが活動しやすいよう、子どもが利用する施設のバリアフリー化を進めます。
- ⑥4 障害のある子ども等に地域での生活を支援するため、障害児タイムケア事業をはじめとした各種障害福祉サービスを充実します。
- ⑥5 特別支援学級や特別支援学校の充実を図り、個別の支援を進めるとともに障害に関する理解を深めるため、子どもの相互交流を進めます。

おもな所管

こども本部
教育委員会事務局

こども本部
健康福祉局

教育委員会事務局



施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上

子どもへの支援



推進施策18

子どもが子どもの権利について学習ができるよう条件整備と支援を進めます。特に学校における権利学習を進めます。

具体的な取組

- ⑥6 川崎市子ども会議における子どもの権利学習を支援します。
- ⑥7 川崎市の子ども向けのホームページを子どもたちが楽しく親しみの持てるよう内容を充実します。
- ⑥8 授業のカリキュラムの中での位置づけと工夫、教材の開発、教育・学習方法の研究等への支援を充実させるとともに、検証を行い必要な見直しを図ります。また権利学習講師派遣事業及び権利学習についての資料等を充実します。

おもな所管

- | |
|-----------------------|
| 教育委員会事務局 |
| 市民・こども局
区役所
交通局 |
| 教育委員会事務局 |

個別の支援を必要とする子どもへの支援



推進施策19

個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について気づいたり学んだりできるよう支援します。

具体的な取組

- ⑥9 日本語の指導が必要な児童生徒に日本語指導等協力者派遣事業を推進し、生活言語及び学習言語の習得を充実します。
- ⑦0 多様な文化的背景のある子ども、不登校の子ども、障害のある子ども等が子どもの権利について学習する際に、個々の状況に合わせて方法を工夫します。
- ⑦1 児童養護施設に入所する子どもに対して子どもの権利ノートの趣旨の周知に努めます。また、施設管理者に対して、子どもの権利ノートを活用するよう働きかけます。

おもな所管

- | |
|----------|
| 教育委員会事務局 |
| 教育委員会事務局 |
| こども本部 |



子どもの権利を保障する担い手への支援



推進施策20

学校や社会教育の実践及び母子保健事業等により、おとなを対象とした子どもの権利に関する学習を進めるなど啓発を進めます。また、子どもの権利について理解を深めるため、職員に対する啓発及び研修を充実させます。

具体的な取組

- 72** かわさき子どもの権利の日事業を市民参加のもとでさらに充実します。
- 73** 子どもの権利の日週間を中心とした、権利学習の公開授業を進めます。また、実施状況を調査し、学校での取組が充実するよう支援します。
- 74** 青少年育成団体、社会教育関係団体、子どもに関わる活動をしている市民グループ及び関係機関への情報提供を充実させるとともに、連携を進めます。
- 75** 子ども向け広報啓発資料の「子どもの権利Q&A」、条例パンフレット等に子どもの意見を取り入れ、効果的に配布し、活用を促します。

おもな所管

市民・こども局
教育委員会事務局

教育委員会事務局

市民・こども局
こども本部
区役所
教育委員会事務局

市民・こども局
教育委員会事務局

具体的な取組

- 76** 親、地域及び教職員等のおとなを対象とした研修を充実し、子どもの権利に関する理解がさらに深まるよう、啓発に努めます。

おもな所管

市民・こども局
こども本部
区役所
教育委員会事務局

- 77** 保健福祉センターにおける両親学級等で、子どもの権利に関する啓発に努めるとともに、職員の研修を進めます。

こども本部
区役所

- 78** 子ども夢パーク、こども文化センター、わくわくプラザ及び保育園等における職員を対象とした子どもの権利に関する研修等を支援します。

こども本部

- 79** 子どもに関わる活動をしている市民グループ及び関係機関の職員を対象とした、子どもの権利に関する研修等を実施し、啓発に努めます。

市民・こども局

- 80** 行政職員を対象とした研修を充実し、子どもの権利に関する理解がさらに深まるよう啓発に努めます。

市民・こども局
こども本部
教育委員会事務局